

令和4年度（2022年度）入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業費  
補助金交付要綱

（目的）

- 1 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び軽症者等が宿泊療養を行うために確保した施設（以下「宿泊療養施設」という。）における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治療・療養が提供される環境を確保することを目的として、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政第0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知の別紙）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 2 補助事業者は、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）並びに次に掲げる医療機関の開設者とする。

（1）入院医療機関の場合

政令市並びに新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、道が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関

（2）宿泊療養施設の場合

政令市

（補助対象経費）

- 3 この補助金の対象経費は、外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）であって、別表第2欄に定める経費とする。

（補助金の交付額の算定方法）

- 4 補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - （1）別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して、少ない方の額を選定する。
  - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを

比較して少ない方の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(補助の交付申請)

5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に、次の書類を添えて別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 事業計画書         | 保福第1の2号様式  |
| (2) 補助金等交付申請額算出調書 | 保福第1の16号様式 |
| (3) 経費の配分調書       | 保福第1の18号様式 |
| (4) 事業予算書         | 保福第1の20号様式 |
| (5) 資金収支計画書       | 保福第1の32号様式 |

(申請者が地方公共団体である場合を除く。)

(6) その他参考となるべき書類

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象経費の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に該当するときは、この限りではない。
  - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10%を超えないとき
  - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）しようとする場合には、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が予定の期限までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助

金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記 2 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があつた後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受け  
ないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊  
し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の  
内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反し  
たとき、又は不正な行為をしたとき。

- (14) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日  
から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその  
後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で  
計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合  
において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規  
定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）がある  
ときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額と  
を相殺することがある。
- (16) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要  
があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査  
させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (17) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において  
も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければな  
らない。
- (18) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具  
及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令  
（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に  
より厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付  
金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄して  
はならない。また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50 万円」  
とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。
- (19) 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当  
する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付  
しなければならない。
- (20) 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を  
処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付  
金を道に納付させることがある。
- (21) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び  
保管にあたっては、次によらなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

この補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に5の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (1) 補助事業の進捗状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
  - (2) その他参考となるべき書類

（補助金の実績報告）

- 9 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添えて当該補助事業等完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。
- (1) 事業実績書

保福第1の2号様式

- (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
- (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
- (4) その他参考となるべき書類（契約書の写し等）

附 則

この要綱は、令和4年11月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 入院医療機関 1施設当たり 10,000,000円  (2) 宿泊療養施設 1施設当たり 2,000,000円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、材 料費、光熱水費、燃料費、修繕料、 医薬材料費）、役務費（通信運搬費、 手数料、保険料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費、補助及び 交付金	10分の10以内